

氏 名	ふな み かず や 舟 見 一 哉
(論文内容の要旨) 第一部第一章 伊達家旧蔵『古今和歌集』をめぐって 伊達家旧蔵『古今和歌集』は、藤原定家が本文を校訂し、書写した写本である。定家の奥書はあるが、書写した年月は記載されていない。定家は自分が写した『古今和歌集』の写本の奥書に必ず書写した年月を書いているので、伊達家旧蔵本は定家の書写本のなかで例外的存在である。そのため、伊達家旧蔵本が校訂・書写された時期について推論が重ねられてきた。 通説では、伊達家旧蔵本は貞応二年から嘉禄二年のあいだに校訂され、書写されたと考えられている。伊達家旧蔵本の本文が、貞応二年に定家が校訂・書写した「貞応二年本」の本文がもつ特徴を有し、かつ、嘉禄二年に定家が校訂・書写した「嘉禄二年本」の本文がもつ特徴も有しているため、この二本のいわば中間本と考えられてきたのである。ところが、貞応元年十一月に定家が校訂・書写した「貞応元年本」の本文を比較対象として新たに加えると、伊達家旧蔵本の本文は「貞応元年本」の本文と殆ど同じであり、「貞応二年本」「嘉禄二年本」とは対立する箇所が極めて多いことが確認できる。伊達家旧蔵本がつくられた時期は、通説よりも少なくとも一年は遡ることになるだろう。 この結果と同時に、もう一つ重要な事実が明らかとなった。それは、定家本諸本の本文を比較すると随所に異同が認められるのだが、その本文異同に一定の秩序が認められない事である。例えば、二七五番第二句は「思し菊を」と「思し花を」という対立がある。貞応元年六月本では「花」、その五ヶ月後に校訂された貞応元年十一月本では「菊」、その八ヶ月後に校訂された貞応二年七月本では「花」に戻り、その約三年後の嘉禄二年本では再び「菊」になる、というように、本文の相違には一定の傾向がないのである。従来の捉え方では、定家本諸本の本文に異同が認めら	

れる場合、定家が『古今和歌集』の本文を研究し、その成果を校訂に反映したために本文が変えられたのだとする。しかし、「花」から「菊」へ、そして再び「花」へ、というように、本文が行きつ戻りつする箇所を、定家の本文研究の反映と捉えてよいのだろうか。

ここで注意される事実がある。伊達家旧蔵本・貞応二年本・嘉禄二年本は、それぞれ京極家・二条家・冷泉家へと相伝されている。本文の相違する三本が、異なる家へと相伝されているのである。このことから、定家は本文の異なる複数の『古今和歌集』を併用していた可能性が考えられる。さらに、利用する『古今和歌集』を、与える相手によって意図的に変えていた可能性も考慮すべきであろう。

第一部第二章 初期冷泉家と定家本『古今和歌集』

陽明文庫には嘉禄二年本『古今和歌集』の一伝本が蔵されている（以下「陽明文庫本」と略称）。陽明文庫本は冷泉為相の自筆本として夙に知られているが、本書の筆跡と奥書には再検討すべき点がある。

筆跡は、為相の自筆ではなく、為相の右筆の筆跡である可能性が高い。奥書には、定家自筆本（時雨亭文庫本）を忠実に写したとあるけれども、両書には一〇〇箇所以上の相違点があり、奥書の記述は信じがたい。つまり、陽明文庫本は、為相の自筆本ではないにも関わらず、為相自筆本であるかのような奥書があり、さらに、親本に関しても、事実とは異なる記述が奥書に書かれているのである。このような陽明文庫本がつくられたのはなぜだろうか。

当時の冷泉家は歌壇的には恵まれた状況ではなかった。そこで当主達が行った行動は、相伝している典籍文書類を写し与えることで門弟や協力者を得ることであった。このとき、定家自筆の時雨亭文庫本は、極めて有力な道具となったろう。というのも、定家の自筆である時雨亭文庫本を直接写すことができた人物は、冷泉家の歴代の当主に限られており、時雨亭文庫本は秘本として扱われていたからである。

このような当時の状況を考慮すると、陽明文庫本も人脈の拡大などのために作ら

れた、贈答品であった可能性があろう。時雨亭文庫本は冷泉家に相伝された証本であったから、本文を忠実に転写し、声点と勘物を全て転記する行為は、「証本伝授」と同義となる特別な行為である。そうすると、陽明文庫本に時雨亭文庫本の声点が全く転記されておらず、勘物が殆ど省略されていることは注意してよい。さらに「高屋金幢」という人物（未詳）が本書を長年所持していたと記す、三条西公条筆の折紙が添付されていることも注意される。細川荘の訴訟問題を円滑に進めるために、相伝本を書写させていた為相の動向との関連が予想されるからである。この二点から、陽明文庫本は「証本伝授」とは異なる目的（訴訟問題に関わる可能性もある）で和歌愛好者のために書写された本であったと推測される。奥書は、陽明文庫本を求めた人物の依頼に応じたものであり、書写者が書写内容を保証するものではなかったのである。

このことは、為相が、自家の存立を支える証本を、相手や目的に応じて、選択的に利用していたことを示していると考えられ、第一部第一章で指摘した、定家による証本の利用と関連するものであり、看過しがたい。

第一部第三章 清輔本『古今和歌集』の一伝本

学界未紹介である、陽明文庫蔵貞応元年六月書写本に校合されている注記本文を紹介し、その性格を検討する。

陽明文庫蔵本の仮名序から卷第六には、清輔本に基づく校合が書き込まれている（本文とは別筆）。この校合本文を清輔本の諸本と比較したところ、勘物の書き方は「永治二年本」の書き方を踏襲しつつも、内容面では「永治二年本」の勘物に増訂がなされたものであることが明らかとなった。本資料は、清輔の考証が深まり、「永治二年本」から「仁平四年本」へと発展していく過渡期の姿を伝える新出資料として貴重である。

第一部第四章 清輔本『古今和歌集』享受の一側面

清輔本『古今和歌集』には夥しい数の勘物が書き込まれている。この勘物が清輔本『古今和歌集』を他の『古今和歌集』と区別する特徴と考えられている。ところが、古筆資料を視野に入れて清輔本『古今和歌集』の伝本を見直すと、勘物が転記されていない写本も存する。清輔本を写していながら、書写者はなぜ勘物を転記しなかったのであろうか。

清輔本の奥書には、貫之自筆本と伝承される由緒正しい伝本を底本としたことが強調されている。この奥書をみた者は、清輔本とは、『古今和歌集』の撰者であった貫之の自筆本に遡りうる本であると認識し、この点に清輔本の価値を見いだす場合もあったであろう。このとき、清輔が施した勘物は、貫之の自筆本には無かったものであるから、簡単に省略されてしまうだろう。おそらく、清輔本は、清輔の校訂した『古今和歌集』としてではなく、貫之自筆本へとつながる『古今和歌集』の一伝本として享受される側面も持っていたのである。

第二部第一章 清輔本『後撰和歌集』証本の性格

藤原清輔が校訂した『後撰和歌集』の証本について、その成立背景を検討する。対象とする清輔本『後撰和歌集』は、鳥取県立図書館蔵・承安三年奥書本に施された校合本文である（以下「承安三年本」と略称）。

清輔は『後撰和歌集』の証本をつくる数年前に『古今和歌集』の証本をつくっているが、その奥書には、底本が紀貫之の自筆本と伝承される由緒正しい本であることが強調されている（第一部第四章に詳述）。ところが、承安三年本の奥書には、本書の底本が「少しく他本より抽きん」でた本であるとは記されているが、それ以上の説明がない。一方、校合に用いた本については、その来歴が正しいものであることを詳細に記している。このような奥書の書き方は、『古今和歌集』の奥書と比べて、やや奇異に感じられる。なぜ承安三年本の奥書には、底本よりも校合本のこ

とが詳しく記されていたのだろうか。

清輔著『袋草紙』には「此集未定ニテ止之云々、仍本無四度計」という一節がある。清輔は『後撰和歌集』という作品自体に「未完成である」という根本的な問題があり、それゆえに伝本にも問題点が多いと考えていた（「未定稿説」と呼ばれている）。このように考えていた清輔が、底本にのみ寄りかかった証本をつくらなかったことは、当然の処置といえよう。

承安三年本には本文に対する校合が数多く存する。清輔は、承安三年本をつくる際に、本文よりもむしろ校合本文を書き込むことにこそ心を砕いている。清輔は、本文に対する注記を数多く備え、諸本の相違を一覧できる校本形式であることに、その本の価値を置いたのではなかろうか。奥書に校合本について詳しく述べていたのも、そのためであろう。すなわち、清輔本『後撰和歌集』の証本とは、未定稿説に根ざして作られた「校本」だったのである。

第二部第二章 定家本『後撰和歌集』の生成

藤原定家が校訂し、書写した『後撰和歌集』の証本を対象とし、第二部第一章で述べた清輔の未定稿説を定家が利用して「草稿本流布説」を唱え、「藤原行成筆本」を最大限に活用した証本を作っていく姿を描く。

まず、定家の『後撰和歌集』に対する認識の変化をまとめてみる。貞応元年（一二二二）成立の『三代集間事』では、清輔の説を引いた上で、「師説」や「庭訓」をそれと比較している。四年後の嘉禄二年（一二二六）に書かれた『僻案抄』では、清輔本との相違点への言及は減り、かわりに、藤原行成自筆本という写本（行成本）の本文が引用されるようになる。注目すべきは、自家の証本と相違する場合、行成本による改訂が行われていることである。さらに、行成本を「定めて証本と信仰す」とまで言い切っていることである。この行成本に対する認識は生涯変わることなく、最晩年の嘉禎二年本では、行成本の本文に基づく本文の改訂を行っている。

定家と行成本との関係を考えるうえで、稿者は『僻案抄』にある「すべて此集、

詞も作者の名も公とも見えず、最初の草案とみゆ」という一文に着目したい。これは清輔の唱える未定稿説と類似する認識である。けれども、清輔と定家の認識は決定的に異なる点がある。それは、定家の表現であれば「奏覧本」の存在する余地が残されることである。ここに定家の狙いがあったのではないか。六条藤家の唱える未定稿説に従えば、定家にとっても拠るべき証本は無くなる。しかし定家は、清輔の知らない行成本を披見する機会を得た。この行成本の本文は清輔本とは大きく異なっていた。さらに、行成は『後撰和歌集』選集の際の奉行人であった謙徳公の子孫であったから、「彼家々嫡、文書つたへられ」たはずであり、したがって行成本は極めて希な〈奏覧本〉ということになると定家は考えた（以上は『僻案抄』の読解による）。この「行成本は奏覧本である」という認識は、清輔本のみならず、行成本および行成本の流れをくむ自家の証本以外の伝本すべてを、不純な草稿本として排除できる根拠となったと考えられる。

以上が定家本『後撰和歌集』の証本が成立する経緯であると考ええる。ここには、清輔本ならびに行成筆本の影響下で成長する定家本の姿をみることができる。

附章 『新古今和歌集』の編纂過程における本文改訂について

二条為氏を伝承筆者とする『新古今和歌集』の断簡には、これまで知られている『新古今和歌集』の諸本には見られない特異な本文や、作者名表記の不統一が顕著に認められる。本章では、それらが『新古今和歌集』編纂過程において選者らによって行われた改訂である可能性を論じる。また、定家本や源親行本が切継作業完了後の伝本であることはほぼ確実であるから、これらを中心に据えた諸本分類の再構築が必要であることを説く。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、大量にある古今集・後撰集の諸本を丁寧に比較対照したところ、また、これまで研究の外に置かれていた古筆切を研究資料として利用できることを示したところに特徴がある。

第一部では古今集を論じる。伊達家旧蔵の藤原定家自筆本は、これまでは貞応二年本が底本と言われていたが、本文の異同を綿密に対照して、貞応元年十一月本がもっとも近いことを論証し、奥書と筆跡から、本書の書写が建保六年から安貞元年の間に行われたと推定する。また、これまでは誰が相伝したのかという視点から、二条家、京極家、冷泉家の証本を分けていたが、それが本文の違いを伴うことを論じたのは、新しい発展である。そして、定家の時代に、家本を書き与える際、相手によって内容を変えていたらしいという新しい指摘をしている。また、伊達家本は、御子左家の証本ではなく、勢力争いや訴訟を有利に運んだりするために、貴顕や実力者に書き与えた写本であろうと結論した。陽明文庫本『古今和歌集』は、冷泉為相が嘉禄二年本を書写したと奥書にあるが、為相自筆ではなく、冷泉家内で書写されたもので、歌の配列、墨滅歌など、体裁は時雨亭文庫本と一致するのに、本文には百箇所を超える違いがあり、冷泉家証本ではないことが明かであること、本書も、和歌愛好家などに書き与えるための本であったことを証明した。相手によって写本の内容を変えというのは、後の時代に対しては仮説として提出されていたが、それが定家・為相の時代にまで遡ることを明らかにしたのは大きな功績である。この結論は、中世文化のさまざまな分野に影響を及ぼしてゆくであろう。

陽明文庫所蔵の学界未紹介の『古今和歌集』は、本文は定家本であるが、その校合には清輔本古今集が用いられている。その清輔本由来の勘物から、校合に用いられた清輔本を復元し、その清輔本が永治二年本に最も近いことを明らかにした。勘物から、もとの本文を復元してゆくやり方は、あまりに煩雑であるため、これまで誰も採用しなかった方法で、その継続力には敬服する。本学附属図書館・谷村文庫

所蔵の古今集の古筆切についても同じ方法をとった。谷村文庫古筆切とツレの関係にあるものを十点探しだし、それらから切り分けられる前の古今集を推定し、それが清輔本であること、その清輔本の勘物はすべて削除されていたことを明らかにした。勘物が省略されたのは、清輔本が底本とした貫之自筆本の証本性を重んじた結果であるとする。これは目を見張るような結論ではないが、地味で着実な成果と評価できる。

第二部は後撰集に関する論である。六条藤家では、後撰集が未定稿と理解していたので、清輔は多くの諸本を参照して、校訂本を作成した。それに対して藤原定家は、当初は六条藤家に対する対抗意識が強く、清輔の著作に言及することが多かったが、藤原行成書写本を入手してからは、行成本を証本とするようになり、六条藤家に対校する意識は薄くなった。そして行成本に盲従するのではなく、行成本を基本にして自らの校訂を加えた。それは「家の本は、ことはり叶て、歌のききよき説を執侍也」(『頭註密勘』)という意識が大きな要因となっていたとする。家本に対する御子左家と六条藤家の姿勢の違いを明らかにする好論である。

附章は、新古今集が編纂されて間がない頃の古筆切を集め、現行本と異なる異文が、何度も行われた編纂途中の写本の一部であった可能性を説く。第一部第四章とならんで、好事家の世界にあった古筆切を、研究の場に持ち込んだ記念すべき論文である。古筆切は、一枚、二枚の単位で、各地、各手鑑類に散在しており、それを同じ本から切り取られたものであると判断するのは、独特の才能を持っていないければできないことである。まして勘物まで資料とすれば、たいへんな労力と記憶力が必要である。

以上のように本論文は労作であるが、断片に分かれたものから全体を推定するために、不明瞭な部分も少なからず残る。この不明瞭さをこれからどれだけ克服してゆくか、傍証となる現象をどこから探し出してくるかが、これからの課題であろう。

以上、審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認めた。なお、2月19日に審査委員三名が、論文内容と関連する事柄を含めて試問した結果、合格と認めた。